

平成 28 年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針（案）

平成 28 年●月●日

個人情報保護委員会

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務として、平成 26 年 1 月に特定個人情報保護委員会が設置された。

その後、平成 27 年 9 月 9 日に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号。以下「平成 27 年改正法」という。）により、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及びマイナンバー法が改正され、平成 28 年 1 月 1 日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。

マイナンバー法により導入される社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、マイナンバー制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。そこで、マイナンバー法においては、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、個人情報保護法等において定められている各種保護措置に比べ、特定個人情報の取扱いについて、より厳格な保護措置を定めている。

委員会においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保し、マイナンバー法を遵守するための分かりやすい指針として各種ガイドライン等を策定してきたところであるが、平成 27 年 10 月からマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月からマイナンバーカード（個人番号カード）の交付及びマイナンバーの利用が開始されたことを踏まえ、法令及びガイドライン等の遵守状況を適切に監視・監督するため、本方針を定めるものである。

1. 監視・監督の指針となるルール整備等

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の策定・周知

委員会においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下「ガイドライン」と総称する。）を策定し、平成 26 年 12 月に公表するとともに、事業者等からの問合せの多い事項についての Q A を公表し、必要に応じてガイドラインの改正、Q A の追加・更新を行っている。

また、ガイドラインの内容を説明した各種資料を委員会のウェブサイトに掲載し、特に中小企業向けの対応として、分かりやすい資料を委員会ウェブサイト内に開設した「中小企業サポートページ」に掲載するとともに、全国各地で経済団体等が開催する説明会等においてガイドラインの説明を行うほか、マイナンバーの取扱いに関するリーフレットを作成して官公庁の窓口で配布するなど広報及び啓発を行ってきた。

(2) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の委員会規則等の制定

平成 27 年改正法により、個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）は、委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとされた。これを受けて、委員会においては、平成 27 年 12 月に、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）等を制定し、委員会への報告が義務付けられる場合である「重大な事態」について、漏えいした特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態等と定義するとともに、報告の手續等を定めた。

(3) 定期的な検査に関する規則の制定

平成 27 年改正法により、特定個人情報ファイルを保有する行政機関等は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会による検査を受けるものとされた。これを受けて、委員会においては、平成 28 年 6 月に、「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則」（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）を制定した。具体的には、委員会は、個人番号利用事務を優先

し、おおむね2年ごとに検査を行うこととしつつ、各機関の規模、特性、検査結果等に応じて柔軟に対応することとした。

(4) 特定個人情報保護評価指針等の制定・運用

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者をいう。以下同じ。）が、特定個人情報ファイルを保有する前にその取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを自ら分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることについて、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにする制度である。

委員会においては、マイナンバー法第26条及び第27条の規定に基づき、平成26年4月に特定個人情報保護評価の実施に関し必要な事項を定める特定個人情報保護委員会規則の公布並びに特定個人情報保護評価指針及び解説を公表した。また、行政機関及び地方公共団体の担当者を対象とする説明会等において、特定個人情報保護評価制度についての広報及び啓発を行うとともに、マイナンバー法等に基づき、特定個人情報保護評価書の審査・承認を行ってきた。

行政機関の長等は、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることが求められる。特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反していることが判明した場合、委員会は、必要に応じてマイナンバー法の規定に基づく指導、助言等を行い、是正を求めることとなる。

(5) 特定個人情報の適正な取扱いのルールに対する国民の理解の向上

マイナンバー制度においては、特定個人情報を利用する全ての主体に対して、その適正な取扱いを求めており、行政機関、地方公共団体及び事業者のみならず、国民一人ひとりが正しく制度を理解し、利用していくことが重要である。

こうしたことから、政府が一体となって、全国各地での説明会の開催・新聞広告等により、広報活動を行ってきた。委員会においても、電話での相談に応じてきたほか、平成27年10月に苦情あっせん相談窓口を開設するなど体制の整備を図っている。さらに、特定個人情報の取扱いについて広く発信すべき情報については、委員会に寄せられた照会等の内容を基にした「マイナンバーヒヤリハットコーナー」を委員会のウェブサイトにて設け、マイナンバーを取り扱う際の基本的な注意点等を事例形式で掲載して随時更新するなど、広報・啓発に取り組んでいる。

(6) セキュリティに関する体制の整備

『日本再興戦略』改訂 2015』（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、特定個人情報に係るセキュリティに関する監視・監督については、委員会が平成 27 年度中を目途に専門的・技術的知見を有する体制を整備する旨が盛り込まれた。

これを踏まえて、委員会では、平成 27 年度において、情報セキュリティに関する知見・経験を有する者を採用するとともに、職員に対する研修を実施したほか、関係機関との情報交換を行う等、一定の体制整備を行った。

また、マイナンバーの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合に迅速かつ的確に対応するための体制整備を行い、委員会と関係省庁等との間における特定個人情報のセキュリティに関する連携、関連システムへのサイバー攻撃等への兆候を検知した場合の連絡・対応を円滑に行うための情報共有体制を構築した。

2. 平成 28 年度における監視・監督の基本的な考え方

委員会においては、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理措置等の実施状況を把握し、必要に応じて指導・助言等を行うとともに、引き続き積極的な周知活動を行うこととする。

また、マイナンバー制度の導入期であることを踏まえ、平成 28 年度においても引き続き、円滑な制度の実施を図るため、効率的かつ効果的な監視・監督に努め、個人番号利用事務を中心に検査を実施するとともに、今後の監視・監督手法の向上を図ることとする。

さらに、特定個人情報に係るセキュリティに関する監視・監督機能を強化するため、専門的・技術的知見を有する体制を拡充することとする。

なお、平成 27 年改正法による地方公共団体等からの定期的な報告については、本年度中に委員会規則を制定し、平成 29 年度から実施することとする。

3. 具体的な取組

(1) 監督

委員会においては、提出を受けた特定個人情報保護評価書、説明会等における質問内容の蓄積、苦情あつせん相談窓口等を通じて寄せられる情報、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合等に求める報告等、多様な情報源から特定個人情報の取扱いに関する情報が寄せられる。

そのため、監督の実施に当たって、これらの情報を総合的に活用し、必要に応じて報告徴収、適時適切な指導・助言等を行う。特に、特定個人情報の漏えい事案等の報告を受けた場合には、事実関係を確認した上で、再発防止策を含めて指導するほか、苦情あっせん相談窓口に、事業者のマイナンバーの取扱いについて苦情が申し立てられた場合には、当該苦情について事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行う。

また、広く発信すべき情報については、ウェブサイト等を通じてタイムリーに情報提供を行うこととする。

(2) 検査

マイナンバー法第 28 条の 3 第 1 項の規定に基づく定期的な検査においては、特定個人情報の利用制限、提供制限、安全管理措置等について、法令及びガイドラインで定められているルールを遵守するための適切な措置が講じられているか、特定個人情報保護評価書に記載された事項が適切に実施されているか、特に、安全管理措置については、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置等が適切に講じられているかを確認することとする。その際、これらの措置を適切に実施するための組織内のルールとともに、その運用実態の把握に努める。

地方公共団体に対しては、諸般の事情を総合的に勘案して対象を選定し、定期的な検査と同様の観点から適切な措置が講じられているかを確認することとし、各機関の規模、特性及び事務の内容を踏まえ、必要に応じて焦点を絞った検査を行うこととする。

このほか、必要に応じ、特定個人情報の漏えい事案等の報告、苦情あっせん相談窓口に寄せられた情報等を踏まえ、再発防止策の有効性・実効性、法令及びガイドラインの遵守状況等についての検査を実施することとする。

なお、検査において把握した、他の個人番号利用事務等実施者の参考となる事例については、随時、委員会のウェブサイトにおいて情報提供を行うこととする。

(3) 情報提供ネットワークシステムに係る監視

行政機関の長等は、マイナンバー法の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携（情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求め、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することをいう。以下同じ。）を行うことが予定されている。委員会においては、監視

システムの設置など、平成 29 年開始予定の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の状況を監視するための体制整備を進める。

(4) インシデント対応

特定個人情報を取り扱う情報システム等へのサイバー攻撃等の事実又は兆候を検知した場合には、事案の特性及び規模に応じて、構築した情報共有体制を有効に活用するなど関係機関と緊密に連携を行うこととする。また、効率的に実態把握を行う観点から、原則として、インシデントが発生した機関に事実関係等の調査を行わせることとし、その調査結果について報告を求めることとするが、必要に応じて、関係機関と連携した立入検査の実施を検討することとする。

(5) セキュリティ対策の強化に向けた体制の拡充及び人材の育成

「『日本再興戦略』改訂 2015」及び「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）を踏まえ、特定個人情報に係るセキュリティについて専門的・技術的知見を有する体制を一定程度整備したところであり、本年度も引き続きその拡充を図ることとする。

また、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する人材の継続的な確保及び育成を図るとともに、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえて、同方針に基づくセキュリティ・IT 人材確保・育成計画の策定及び研修の充実に取り組むこととする。